

令和3年度

品川区会計年度任用職員(指導課)募集案内

令和2年12月1日

品川区教育委員会

この採用選考は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の採用候補者を名簿登載するために実施するものです。

なお、名簿登載されても必ず採用されるとは限りませんので、御承知おきください。

※ 常勤職員と同様に、サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

1. 採用する職等

職種	職	職務内容	採用予定数
事務系	スクールサポート スタッフ	教員の事務をサポートする職務	100名程度
	学校事務Ⅱ	事務職員としての職務全般	若干名
専門・ 経験職	学校講師	教科指導、校長等の指示に基づき指導実施に係る調査・研究等に関する職務	100名程度
	学校地域 コーディネーター	学校支援活動等についての総合的な調整および活動プログラムの企画等に関する職務	54名程度
	英語専科指導員	英語科授業の指導、指導案の作成および教材作成に関する職務	45名程度
	栄養士	栄養士業務のうち、定型・補助的事務	若干名
	養護教諭	養護をつかさどる教員としての業務	若干名

2. 受験資格

別表のとおり

※ ただし、次の方は応募できません。(最終ページ《参考》参照)

- ・ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方
- ・ 学校教育法第9条(欠格事由)に該当する方(学校講師・養護教諭のみ)

3. 採用予定時期

令和3年4月1日以降

4. 任期

採用日から令和4年3月31日までの間

5. 合格者の取扱い

選考に合格した方は、会計年度任用職員採用候補者名簿に登載されます。なお、名簿登載期間は、登載日から令和4年3月31日までです。

6. 名簿登載の取消し

次の事項に該当する場合は、名簿登載を取消し、名簿から削除します。

- (1) 名簿登載を辞退した場合
- (2) 受験資格を欠いていることが明らかになった場合
- (3) 品川区職員・品川区立学校教育職員として採用された場合
- (4) 任用に関する照会に正当な理由なく応答しない場合
- (5) 心身の故障その他の事由により、会計年度任用職員として適正を欠くことが明らかとなった場合
- (6) 令和3年4月1日までに希望する校種・教科等の教員免許状を取得できなかった場合（学校講師・養護教諭のみ）

7. 選考方法・選考日程

選考方法	書類審査 ※ 申込書により書類審査を行います。
合格発表	令和3年1月上旬（予定）※ 合否に関わらず、受験者全員に郵送で通知します。

※ 合格すると、名簿登載となります。

8. 採用について

採用は、任用する職やその任期等が決定次第、名簿登載者の中から行います。
なお、名簿に登載されていても、必ず採用されるとは限りません。

9. 名簿登載以降の流れ

学校や品川区教育委員会は、名簿登載された採用候補者と電話等で連絡を取り、面談等を行います。学校が当該採用候補者の採用を希望した場合は、任命権者である品川区教育委員会が任用の可否を決定します。

10. 申込手続き

所定の申込書に必要事項を記入し、下記提出先まで郵送または持参してください。
なお、申込書に貼付する写真は、撮影から6ヶ月以内のものを使用し、採用となった場合、申込書に貼付した写真を職員証に使用します。

方法	受付期間
郵送申込	令和2年12月1日（火）～令和2年12月22日（火）【必着】 ※ A4判が入る大きさ（角形2号）の封筒に入れ、表に赤字で「会計年度任用職員採用選考申込書在中」と明記し、 <u>必ず簡易書留で郵送してください。</u> なお、簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
持参申込	令和2年12月1日（火）～令和2年12月22日（火）の 午前8時30分～午後5時00分 ※ 土・日曜日及び祝日を除く。
提出先	◆教職員人事係（スクールサポートスタッフ・学校講師・学校事務Ⅱ・ 栄養士・養護教諭） ◆学校地域連携係（学校地域コーディネーター・英語専科指導員）

1 1. 勤務条件等 ※令和2年11月1日現在

(1) 報酬（地域手当相当報酬含む）

別表のとおり

※ 給与改定や制度改正が行われた場合は、その額によります。

(2) 諸手当に相当する報酬等

期末手当および通勤手当や超過勤務手当に相当する報酬等が規定に基づき支給されます。

(3) 勤務日数・勤務時間

別表のとおり

※ 勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間となりますが、土曜授業や学校行事によっては土曜日・日曜日・祝日法による休日が勤務日となる場合があります。

※ 公務のため必要がある場合は、正規の勤務時間を超えた勤務（超過勤務）となることがあります。

(4) 休暇等

勤務形態に応じて、年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇等の休暇を取得できます。

(5) 社会保険・福利厚生

勤務形態に応じて、社会保険（健康保険・厚生年金保険）および雇用保険に加入します。また、労働災害補償または公務災害補償の対象となります。

1 2. 問い合わせ先

〒140-8715 品川区広町2-1-36

品川区教育委員会事務局指導課（第二庁舎7階）

◆教職員人事係（スクールサポートスタッフ・学校講師・学校事務Ⅱ・栄養士・養護教諭）

電話：03-5742-6831（直通） FAX：03-5742-6892

◆学校地域連携係（学校地域コーディネーター・英語専科指導員）

電話：03-5742-6595（直通） FAX：03-5742-6892

※ 選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

《参考》

地方公務員法第16条

- 受験資格にある、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者とは、以下の者をいいます。
1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第9条

- 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。
1. 禁錮以上の刑に処せられた者
 2. 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
 3. 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

個人情報の取扱いについて

個人情報については、品川区情報公開・個人情報保護条例に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【品川区役所 案内】

